

平成27年度

教育委員会臨時会
(7月)



平成27年7月22日(水)

鹿屋市教育委員会

会議日程

日 時 平成27年 7月22日 (水) 午後 3時

場 所 教育長室

1 開会

2 教育長及び委員の報告

3 議事

(1) 議案第13号 鹿屋市立学校事務処理規程の一部改正について

(P 2)

(2) 議案第14号 中学校教科用図書採択について

(P 8)

5 報告

6 動議の討論等

7 その他

8 閉会

議案第13号

鹿屋市立学校事務処理規程の一部改正について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

平成27年7月22日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

平成27年10月から実施する土曜授業の実施に当たり、所用の規定の整備をしたいので、本案を提出するものである。

鹿屋市立学校事務処理規程の一部を改正する訓令

鹿屋市立学校事務処理規程（平成18年鹿屋市教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4条」を「第4条の2」に改める。

第4条の次に次の1条を加える。

（土曜授業実施に伴う勤務の振替）

第4条の2 校長は、鹿屋市立学校管理規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第7号）第58条の2（第63条の規定により準用する場合を含む。）の規定により土曜授業を実施し、職員を勤務させる必要があるときは、週休日振替簿（土曜授業関係）（別記第4号様式の2）によりその勤務に関し必要な事項を処理するものとする。

別記第4号様式の次に次の1様式を加える。

第4号の2様式 (第4条の2関係)

年度 週休日振替簿 (土曜授業関係)		職名	氏名				
校長	補助者	振替勤務日 (半日勤務を命ずることとなる日)	週休日振替日等 (新たに週休日又は半日勤務日となる日)		確認事項	本人 確認印	出勤簿 整理
		月 日 (曜日)	月 日 (曜日)	①勤務を割り振らない時間 ②休憩時間	振替等可能期間		
		月 日 (土) (: ~ :) 3時間 50分	月 日 ()	① (: ~ :) 時間 分 ② (: ~ :)	年 月 日 ~ 年 月 日		
		月 日 (土) (: ~ :) 3時間 50分	月 日 ()	① (: ~ :) 時間 分 ② (: ~ :)	年 月 日 ~ 年 月 日		
		月 日 (土) (: ~ :) 3時間 50分	月 日 ()	① (: ~ :) 時間 分 ② (: ~ :)	年 月 日 ~ 年 月 日		
		月 日 (土) (: ~ :) 3時間 50分	月 日 ()	① (: ~ :) 時間 分 ② (: ~ :)	年 月 日 ~ 年 月 日		
		月 日 (土) (: ~ :) 3時間 50分	月 日 ()	① (: ~ :) 時間 分 ② (: ~ :)	年 月 日 ~ 年 月 日		
		月 日 (土) (: ~ :) 3時間 50分	月 日 ()	① (: ~ :) 時間 分 ② (: ~ :)	年 月 日 ~ 年 月 日		
		月 日 (土) (: ~ :) 3時間 50分	月 日 ()	① (: ~ :) 時間 分 ② (: ~ :)	年 月 日 ~ 年 月 日		
		月 日 (土) (: ~ :) 3時間 50分	月 日 ()	① (: ~ :) 時間 分 ② (: ~ :)	年 月 日 ~ 年 月 日		
		月 日 (土) (: ~ :) 3時間 50分	月 日 ()	① (: ~ :) 時間 分 ② (: ~ :)	年 月 日 ~ 年 月 日		
		月 日 (土) (: ~ :) 3時間 50分	月 日 ()	① (: ~ :) 時間 分 ② (: ~ :)	年 月 日 ~ 年 月 日		
		月 日 (土) (: ~ :) 3時間 50分	月 日 ()	① (: ~ :) 時間 分 ② (: ~ :)	年 月 日 ~ 年 月 日		

注1 週休日の振替等は、あらかじめ本人に確認させた上で行うものとする。

- 2 週休日振替日等の欄の①には、勤務を割り振らない時間を記入し、②の欄には休憩時間を記入する。ただし、勤務を割り振らない時間の途中に休憩時間が入る場合、①には休憩時間を含む時間帯を記入し、時間は休憩時間を除いた勤務を割り振らない時間（3時間 50分）を記入する。
- 3 「確認事項」の欄には、前8週間又は後16週間の期間を記入する。
- 4 半日勤務2回分で1日に振り替える場合は、週休日振替日等の欄の一方の①の欄に終日の勤務時間、②に休憩時間を記入し、もう一方の欄は斜線を引く。
- 5 振替は、原則同一週内に行うことが望ましい。
- 6 原則として同一年度内に振替を行うことが望ましい。

附 則

この訓令は、平成27年 8 月 1 日から施行する。

鹿屋市立学校事務処理規程の一部改正新旧対照表

改正後	改正前
<p>○鹿屋市立学校事務処理規程 平成18年1月1日教育委員会訓令第6号</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条)</p> <p>第2章 服務 (第2条—<u>第4条の2</u>)</p> <p>第3章 人事記録等の取扱い (第5条—第7条)</p> <p>第4章 身上に関する手続 (第8条—第13条)</p> <p>第5章 文書取扱い (第14条—第30条)</p> <p>附則 (別勤及び研修)</p> <p>第4条 県費負担の職員を校外勤務させる必要があるときは、校長は、別勤命令簿 (別記第1号様式) によりその勤務を命ずるものとする。</p> <p>2～5 略</p> <p><u>(土曜授業実施に伴う勤務の振替)</u></p> <p><u>第4条の2 校長は、鹿屋市立学校管理規則 (平成18年鹿屋市教育委員会規則第7号) 第58条の2 (第63条の規定により準用する場合を含む。) の規定により土曜授業を実施し、職員を勤務させる必要があるときは、週休日振替簿 (土曜授業関係) (別記第4号様式の2) によりその勤務に関し必要な事項を処理するものとする。</u></p>	<p>○鹿屋市立学校事務処理規程 平成18年1月1日教育委員会訓令第6号</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条)</p> <p>第2章 服務 (第2条—<u>第4条</u>)</p> <p>第3章 人事記録等の取扱い (第5条—第7条)</p> <p>第4章 身上に関する手続 (第8条—第13条)</p> <p>第5章 文書取扱い (第14条—第30条)</p> <p>附則 (別勤及び研修)</p> <p>第4条 県費負担の職員を校外勤務させる必要があるときは、校長は、別勤命令簿 (別記第1号様式) によりその勤務を命ずるものとする。</p> <p>2～5 略</p>

第4号様式の2

第4号の2様式(第4条の2関係)

年度
週休日振替簿(土曜授業関係)

校長 補助者	振替勤務日 (半日勤務を命ず ることとなる日)	氏名		週休日振替日等 (新たに週休日又は半日勤務日となる 日)	確認事項 振替等可能期間	本人 確認印	出勤簿 整理
		職名	氏名				
	月 日 (曜日)	月 日 (曜日)		①勤務を割り振らない時間 ②休憩時間	年 月 日～ 年 月 日		
	月 日 (土) (: ~ :) 3時間 50分	月 日 ()		①(: ~ :) 時間 分 ②(: ~ :)	年 月 日～ 年 月 日		
	月 日 (土) (: ~ :) 3時間 50分	月 日 ()		①(: ~ :) 時間 分 ②(: ~ :)	年 月 日～ 年 月 日		
	月 日 (土) (: ~ :) 3時間 50分	月 日 ()		①(: ~ :) 時間 分 ②(: ~ :)	年 月 日～ 年 月 日		
	月 日 (土) (: ~ :) 3時間 50分	月 日 ()		①(: ~ :) 時間 分 ②(: ~ :)	年 月 日～ 年 月 日		
	月 日 (土) (: ~ :) 3時間 50分	月 日 ()		①(: ~ :) 時間 分 ②(: ~ :)	年 月 日～ 年 月 日		
	月 日 (土) (: ~ :) 3時間 50分	月 日 ()		①(: ~ :) 時間 分 ②(: ~ :)	年 月 日～ 年 月 日		
	月 日 (土) (: ~ :) 3時間 50分	月 日 ()		①(: ~ :) 時間 分 ②(: ~ :)	年 月 日～ 年 月 日		
	月 日 (土) (: ~ :) 3時間 50分	月 日 ()		①(: ~ :) 時間 分 ②(: ~ :)	年 月 日～ 年 月 日		

注1 週休日の振替等は、あらかじめ本人に確認させた上で行うものとする。
 2 週休日振替日等の欄①には、勤務を割り振らない時間を記入し、②の欄には休憩時間を記入する。ただし、勤務を割り振らない時間の途中に休憩時間が入る場合、①には休憩時間を含む時間帯を記入し、②には休憩時間を除いた勤務を割り振らない時間(3時間50分)を記入する。
 3 「確認事項」の欄には、前8週間又は後16週間の期間を記入する。
 4 半日勤務2回分で1日に振り替える場合は、週休日振替日等の欄の一方の①の欄に終日の勤務時間、②に休憩時間を記入し、もう一方の欄は斜線を引く。
 5 振替は、原則同一週内に行うことが望ましい。
 6 原則として同一年度内に振替を行うことが望ましい。

議案第14号

中学校教科用図書の採択について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

平成27年7月22日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

平成28年度から使用する中学校教科用図書について、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の規定に基づき、協議して採択する必要があるため、本案を提出するものである。

平成28年度使用中学校教科用図書（案）

No	種目	平成28年度採択発行者	平成27年度使用発行者
1	国語	三省堂	三省堂
2	書写	教育出版	東京書籍
3	地理	帝国書院	帝国書院
4	歴史	教育出版	東京書籍
5	公民	日本文教出版	帝国書院
6	地図	帝国書院	帝国書院
7	数学	東京書籍	東京書籍
8	理科	東京書籍	東京書籍
9	音楽（一般）	教育出版	教育芸術社
10	音楽（楽器）	教育出版	教育芸術社
11	美術	日本文教出版	日本文教出版
12	保健体育	学研教育みらい	大修館書店
13	技術	東京書籍	開隆堂
14	家庭	東京書籍	教育図書
15	英語	東京書籍	開隆堂